

町長と語るう タウンミーティング

健康いぎいきセンター利用 参加者 6人



11月7日(水) 13:30~14:30
健康いぎいきセンター利用者 参加者 6人

町長 播磨町でいいなと思うところは
利用者 スーパーが隣接して、高齢者福祉も充実しているの住みやすい。いきいきセンターは町民が寝たきりにならないようにとの目的は、ずだったのに、播磨町以外の人が多い
町長 健康増進のためにも町

民に使ってもらいたい。しかし、町民も他市の施設を利用して思うので、東播磨地域でお互い受け入れをして
利用者 町外の人と料金に差をつけて、町民は60歳から半額で町外は65歳から半額など町民が優遇されるようにしてほしいのではないかと
利用者 65歳になると半額なので町外からたくさん来る
町長 金額については近隣市町を調査し、運営している指定管理者と協議したい
理事 東播磨地域の市町の公施設について、料金を市町内外で差をつけると利用者が減るため同一に決めた
利用者 65歳以上と一般との差が極端
施設長 町内外の定期利用者の比率は去年の4月で5対5。利用者は少ないが東播磨地域

外の人は差をつけてもいいかと思う
利用者 播磨町はいろんな行事が多いのでいい
町長 播磨町は小さいので住民同士の顔が見えやすく、いろいろな催しにも行きやすいと思う
利用者 コミセンや公民館など広報をチェックして行っている。広報が楽しみ
町長 参加者が多ければ主催者側も力が入る。今年の大中遺跡まつりは去年以上に人が多かったので大成功と思っている
利用者 考古博物館の特別展が遺跡まつりの日は無料でうれしかった
町長 入場者増にもなるので、お互いに協力しあっている。以前行っていた夏まつりでの花火大会や船の貸し切りは警備の問題もあるが多額の費用が必要なので難しい。サマーフェスティバルはスポーツクラブに主催していただいで以前より安価な予算で開催できている
利用者 行事は楽しみにしているの、なくしてほしくない
利用者 このセンターに来ら

れることがうれしく、生きがいであるので休館日をどう過ごすか悩む
利用者 ここに来れば、みんなと笑えるので気力が違ってくる
町長 運動するだけでなく、そのような場にもなっているのですね
利用者 ここへは普段自転車です通っている。足を鍛えるために歩いてくる人も多い
利用者 車がないので加古川医療センターまで行くまでに1~2時間はかかる。子どもも近くにいないので頼む人もいない。また診察が終わってもすぐにバスはない
町長 病院にはそれぞれ役割がある。医療センターは3次救急になっており普通は紹介状が必要だと思う。播磨町にはクリニックや医院はあるが病院はなかったため、病院を誘致した
利用者 体が悪く、遠くまで時間をかけて行けないので、山電沿線の病院を紹介してもらっている
町長 昨年の4月から神姫バスの「東加古川から播磨町駅」の路線を土山駅南口まで延伸し、昼の時間帯も増便してい

る。また、11月から神姫バスの「加古川駅から明石市福里」の路線を変更し、城の宮団地を経由し土山駅南口まで行く路線を新設していただいた。車で送迎できるなら東播磨南北道路が一部開通して少し便利になったと思う。障がい者にはタクシーチケットを配布している
利用者 明石市は高齢者にチケットを出しているが、播磨町でもそのような予定はありますか
町長 神姫バスの延伸と増便にも町が補助している。交通費を個人に補助するのは公平性も考えると課題であるが、今後考えていきたい
利用者 近所の人も声を掛けてくれるのがあったとき迷惑がかかるので、結局タクシーを使う
町長 病院ができるまでは近所でも乗り合わせて行っていたが、病院ができるようになって行けると喜んでくれる人もいる。町内は充実させていきたいが、町が加古川医療センターまでの道のりまで考えるとなると難しい
町長 播磨町駅には、今年度山陽電鉄が改札の中にエレベ

ーターをつけ、来年度は播磨町が改札の外側に設置するので使いやすいと南北の行き来も便利になる。駅利用者の利便性も図っているの、こうした交通機関もご利用いただきたい



タウンミーティングを開きませんか

テーマに沿って町長を交えて、まちのことを語り合うタウンミーティングを開いてみませんか? グループでお申し込みください。

▼問合せ 企画グループ
☎079 (435) 0356

年金

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の送付

平成24年1月1日から9月30日までに国民年金保険料を納付した人に対して、11月上旬に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を送付しました。年末調整や確定申告の際に活用することができます。

また、世帯主が世帯(家族)の国民年金保険料を納付した場合にも納付した人の社会保険料控除額に加えることができますので、家族あてに送付された控除証明書も申告などを行う際に活用することができます。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」とは

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、その年中に納めた国民年金保険料の納付額を証明する書類です。国民年金の保険料について、年末調整や確定申告の際に「社会保険料控除」の適用を

受ける場合には、この「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」や領収証書(追加で納めた保険料がある場合)を申告書に添付することなどが義務づけられています。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の送付時期は

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、毎年11月上旬または翌年の2月上旬のいずれかに送付されています。

11月上旬に発送される人は、その年の1月1日から9月30日までの間に国民年金の保険料を納めた実績がある人です。

また、翌年の2月上旬に発送される人は、11月発送の対象とはならなかった人で、10月1日から12月31日までに国民年金の保険料を納めた人となります。

社会保険料控除とは

社会保険料控除とは、自身自身の社会保険料(国民年金・国民健康保険・健康保険・厚生年金保険など)を納めたとき、あるいは配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を納めたときに受けられる所得控除のことをいいます。配偶者や家族の負担すべき国民年金の保険料を納めたときは、納めた人がその保険料額を申告できます。

申告できる金額は、年間に納めた社会保険料の金額です。なお、年末調整の申告では、給与から天引きされた社会保険料(健康保険・厚生年金保険など)は、事業所で一括して計算されますので、自身自身で申告書に記入する必要はありません。事業所が把握することができない、国民年金・国民健康保険などの社会保険料を申告書に記載します。

控除証明書専用ダイヤル

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に対するお問い合わせは、次の控除証明書専用ダイヤルで受け付けています。

控除証明書専用ダイヤル
☎0570(070)117
※平成24年11月1日から平成25年3月15日まで開設。
※一般電話・公衆電話から市内通話料金で利用できます。

問合せ
保険年金グループ ☎079 (435) 2581
加古川年金事務所 ☎079 (427) 4743
※年金のこと、もっと詳しく知りたい方は、日本年金機構のホームページもご利用ください。
<http://www.nenkin.go.jp/>